

川島桶川資源循環組合職員の服務の宣誓に関する条例

令和 7 年 4 月 1 日

条例第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 1 条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し定めるものとする。

(職員の服務の宣誓)

第 2 条 新たに職員となった者は、宣誓書（別記様式）を任命権者に提出してからでなければその職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第 3 条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第 2 条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名